

# スポーツ振興くじ（第1285回及び第1286回）の試合の指定の公示

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第430号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第2項の規定に基づき、公示します。

2022年2月16日

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
理事長 芦立 訓

### 1 スポーツ振興投票の名称

別紙1及び2のとおり

### 2 スポーツ振興投票券の発売期間

別紙1及び2のとおり

### 3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地

- (1) 楽天銀行株式会社  
東京都港区港南2丁目16番5号  
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (2) PayPay銀行株式会社  
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号  
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (3) 株式会社三井住友銀行  
東京都千代田区丸の内1丁目1番2号  
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (4) 住信SBIネット銀行株式会社  
東京都港区六本木1丁目6番1号  
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (5) auじぶん銀行株式会社  
東京都中央区日本橋1丁目19番1号  
(ただし、インターネット販売に限る。)

### 4 試合に係る合致割合の種類

別紙3のとおり

### 5 指定試合を実施する期日又は期間

別紙1及び2のとおり

### 6 投票の種類

別紙3のとおり

### 7 指定試合で対戦するサッカーチーム名

別紙1及び2のとおり

### 8 試合に係る合致割合の算式において本センターが定める率

別紙3のとおり

### 9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

別紙3のとおり

### 10 その他

発売及び払戻しは全国

- ・ **スポーツ振興投票の名称**  
第1285回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**  
2022年2月19日（土）～同年2月26日（土）
- ・ **指定試合を実施する期日又は期間**  
2022年2月26日（土）及び同年2月27日（日）
- ・ **指定試合で対戦するサッカーチーム名**
  - (1) MEGA BIG（メガビッグ）  
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.12のサッカーチーム
  - (2) BIG（ビッグ）  
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.14のサッカーチーム
  - (3) 100円BIG（ヒャクエンビッグ）  
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.14のサッカーチーム
  - (4) BIG1000（ビッグセン）  
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.11のサッカーチーム
  - (5) mini BIG（ミニビッグ）  
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.7、No.9及びNo.10のサッカーチーム
  - (6) toto（トト）  
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.13のサッカーチーム
  - (7) mini toto A組（ミニトト エイクミ）  
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.5のサッカーチーム
  - (8) mini toto B組（ミニトト ビークミ）  
以下の対象試合のうち、試合No.6からNo.10のサッカーチーム
  - (9) toto GOAL3（トトゴールスリー）  
以下の対象試合のうち、試合No.1、No.2及びNo.5のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
2月26日	No.1	ジュビロ磐田（磐田）	清水エスパルス（清水）
2月26日	No.2	鹿島アントラーズ（鹿島）	川崎フロンターレ（川崎）
2月26日	No.3	F C 東京（F 東京）	名古屋グランパス（名古屋）
2月26日	No.4	サガン鳥栖（鳥栖）	湘南ベルマーレ（湘南）
2月26日	No.5	ヴィッセル神戸（神戸）	アビスパ福岡（福岡）
2月26日	No.6	セレッソ大阪（C 大阪）	京都サンガF.C.（京都）
2月26日	No.7	北海道コンサドーレ札幌（札幌）	サンフレッチェ広島（広島）
2月26日	No.8	浦和レッズ（浦和）	ガンバ大阪（G 大阪）
2月27日	No.9	柏レイソル（柏）	横浜F・マリノス（横浜M）
2月27日	No.10	レノファ山口F C（山口）	ブラウブリッツ秋田（秋田）
2月26日	No.11	F C 琉球（琉球）	ジェフユナイテッド千葉（千葉）
2月27日	No.12	ロアッソ熊本（熊本）	モンテディオ山形（山形）
2月27日	No.13	F C 町田ゼルビア（町田）	いわてグルージャ盛岡（岩手）
2月27日	No.14	水戸ホーリーホック（水戸）	ベガルタ仙台（仙台）

- ・ **スポーツ振興投票の名称**  
第1286回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**  
2022年2月23日（水）～同年3月2日（水）
- ・ **指定試合を実施する期日又は期間**  
2022年3月2日（水）
- ・ **指定試合で対戦するサッカーチーム名**
  - (1) mini toto A組（ミニトト エイクミ）  
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.5のサッカーチーム
  - (2) mini toto B組（ミニトト ビークミ）  
以下の対象試合のうち、試合No.6からNo.10のサッカーチーム
  - (3) toto GOAL 3（トトゴールスリー）  
以下の対象試合のうち、試合No.1、No.3及びNo.4のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
3月2日	No.1	川崎フロンターレ（川崎）	浦和レッズ（浦和）
3月2日	No.2	横浜F・マリノス（横浜M）	ヴィッセル神戸（神戸）
3月2日	No.3	京都サンガF.C.（京都）	サガン鳥栖（鳥栖）
3月2日	No.4	アビスパ福岡（福岡）	FC東京（F東京）
3月2日	No.5	清水エスパルス（清水）	徳島ヴォルティス（徳島）
3月2日	No.6	鹿島アントラーズ（鹿島）	セレッソ大阪（C大阪）
3月2日	No.7	大分トリニータ（大分）	ガンバ大阪（G大阪）
3月2日	No.8	サンフレッチェ広島（広島）	名古屋グランパス（名古屋）
3月2日	No.9	柏レイソル（柏）	北海道コンサドーレ札幌（札幌）
3月2日	No.10	ジュビロ磐田（磐田）	湘南ベルマーレ（湘南）

## ・試合に係る合致割合の種類

開催された指定試合に対するそれぞれの投票とその指定試合の結果が合致した数を開催試合結果等数で除した割合のうち、次のものを試合に係る合致割合とする。

## (1) MEGA BIG (メガビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果等数(12)から1を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 3等 開催試合結果等数(12)から2を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 4等 開催試合結果等数(12)から3を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 5等 開催試合結果等数(12)から4を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 6等 開催試合結果等数(12)から5を減じた数を開催試合結果等数で除した割合

## (2) BIG (ビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果等数(14)から1を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 3等 開催試合結果等数(14)から2を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 4等 開催試合結果等数(14)から3を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 5等 開催試合結果等数(14)から4を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 6等 開催試合結果等数(14)から5を減じた数を開催試合結果等数で除した割合

## (3) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果等数(14)から1を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 3等 開催試合結果等数(14)から2を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 4等 開催試合結果等数(14)から3を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 5等 開催試合結果等数(14)から4を減じた数を開催試合結果等数で除した割合

## (4) BIG1000 (ビッグセン)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果等数(11)から1を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 3等 開催試合結果等数(11)から2を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 4等 開催試合結果等数(11)から3を減じた数を開催試合結果等数で除した割合

## (5) mini BIG (ミニビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果等数(9)から1を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 3等 開催試合結果等数(9)から2を減じた数を開催試合結果等数で除した割合

## (6) toto (トト)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果等数(13)から1を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 3等 開催試合結果等数(13)から2を減じた数を開催試合結果等数で除した割合

## (7) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)

- 1等 10割

## (8) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)

- 1等 10割

## (9) toto GOAL3 (トトゴールスリー)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果等数(6)から1を減じた数を開催試合結果等数で除した割合

・投票の種類

- (1) MEGA BIG (メガビッグ)  
1 試合ごとに90分間でのホームチームとアウェイチームの合計得点  
「1点以下」「2点」「3点」「4点以上」の4種類  
開催試合結果等数は12 (対象となる指定試合数は12)
- (2) BIG (ビッグ)  
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類  
開催試合結果等数は14 (対象となる指定試合数は14)
- (3) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)  
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類  
開催試合結果等数は14 (対象となる指定試合数は14)
- (4) BIG1000 (ビッグセン)  
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類  
開催試合結果等数は11 (対象となる指定試合数は11)
- (5) mini BIG (ミニビッグ)  
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類  
開催試合結果等数は9 (対象となる指定試合数は9)
- (6) toto (トト)  
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類  
開催試合結果等数は13 (対象となる指定試合数は13)
- (7) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)  
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類  
開催試合結果等数は5 (対象となる指定試合数は5)
- (8) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)  
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類  
開催試合結果等数は5 (対象となる指定試合数は5)
- (9) toto GOAL3 (トトゴールスリー)  
1 試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点  
「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類  
開催試合結果等数は6 (対象となる指定試合数は3)

・試合に係る合致割合の算式において本センターが定める率

(1) MEGA BIG (メガビッグ)

- 1等 10分の7
- 2等 50分の7
- 3等 50分の1
- 4等 100分の3
- 5等 20分の1
- 6等 50分の3

(2) BIG (ビッグ)

- 1等 5分の4
- 2等 100分の7
- 3等 50分の1
- 4等 100分の3
- 5等 100分の3
- 6等 20分の1

(3) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)

- 1等 25分の19
- 2等 10分の1
- 3等 25分の1
- 4等 25分の1
- 5等 50分の3

(4) BIG1000 (ビッグセン)

- 1等 5分の3
- 2等 20分の3
- 3等 20分の3
- 4等 10分の1

(5) mini BIG (ミニビッグ)

- 1等 2分の1
- 2等 5分の1
- 3等 10分の3

(6) toto (トト)

- 1等 10分の7
- 2等 20分の3
- 3等 20分の3

(7) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)

- 1等 1分の1

(8) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)

- 1等 1分の1

(9) toto GOAL3 (トトゴールスリー)

- 1等 5分の3
- 2等 5分の2

・ 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

- (1) MEGA BIG (メガビッグ)  
一口300円に対し、7億20円 (加算金のあるときにあつては、12億円)
- (2) BIG (ビッグ)  
一口300円に対し、3億円 (加算金のあるときにあつては、6億円)
- (3) 100円BIG (ハクエンビッグ)  
一口100円に対し、1億円 (加算金のあるときにあつては、2億円)
- (4) BIG1000 (ビッグセン)  
一口200円に対し、2億円 (加算金のあるときにあつては、4億円)
- (5) mini BIG (ミニビッグ)  
一口200円に対し、2億円 (加算金のあるときにあつては、4億円)
- (6) toto (トト)  
一口100円に対し、1億円 (加算金のあるときにあつては、5億円)
- (7) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)  
一口100円に対し、1億円 (加算金のあるときにあつては、2億円)
- (8) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)  
一口100円に対し、1億円 (加算金のあるときにあつては、2億円)
- (9) toto GOAL3 (トトゴールスリー)  
一口100円に対し、1億円 (加算金のあるときにあつては、2億円)